

報告第4号

令和5年度一関市一般会計予算継続費の逡次繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、令和5年度一関市一般会計予算のうち、別紙継続費繰越計算書のとおり逡次繰越ししたから、同項の規定により報告する。

令和6年6月18日提出

一関市長 佐藤 善仁

令和5年度一関市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
6 農林水産業費	1 農業費	地域資源活用総合 交流促進施設整備 事業	円 1,065,210,000	円 166,528,000	円 166,528,000	円 166,427,000	円 101,000	円 101,000	円 50,000	円 51,000			円
合計			1,065,210,000	166,528,000	166,528,000	166,427,000	101,000	101,000	50,000	51,000			

報告第5号

令和5年度一関市工業団地整備事業特別会計予算継続費の逡次繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、令和5年度一関市工業団地整備事業特別会計予算のうち、別紙継続費繰越し計算書のとおり逡次繰越ししたから、同項の規定により報告する。

令和6年6月18日提出

一関市長 佐藤 善仁

令和5年度一関市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
1	工業団地整備事業費	新産業用地整備事業	円 191,268,000	円 57,381,000	円 57,381,000	円 21,320,949	円 36,060,051	円 36,060,051	円 18,160,051	円 17,900,000		円	
合計			円 191,268,000	円 57,381,000	円 57,381,000	円 21,320,949	円 36,060,051	円 36,060,051	円 18,160,051	円 17,900,000		円	

報告第6号

令和5年度一関市一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づき、令和5年度一関市一般会計予算のうち、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月18日提出

一関市長 佐藤 善仁

令和5年度一関市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	地域情報化推進事業	6,677,000	6,181,000					6,181,000
		庁舎管理事業	4,994,000	4,994,000					4,994,000
		中里市民センター整備事業	500,690,000	360,710,000	19,000		342,600,000		18,091,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務	8,184,000	8,184,000		8,184,000			
		住民基本台帳事務	7,363,000	7,363,000		7,363,000			
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等支援給付金給付事業	356,400,000	54,174,000		53,622,000			552,000
	2 児童福祉費	子どもの居場所づくり整備事業費補助金	50,000,000	50,000,000				50,000,000	
		一般事務	4,246,000	4,246,000					4,246,000
		子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	251,000	251,000					251,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	300,000	300,000		300,000			
6 農林水産業費	1 農業費	食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金	1,500,000,000	1,500,000,000		1,500,000,000			
		ため池ハザードマップ作成事業	10,100,000	10,100,000		10,000,000			100,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
6 農林水産業費	1 農業費	農業用排水機場管理事業	3,630,000	3,630,000					3,630,000
	2 林業費	特用林産施設等体制整備事業費補助金	4,361,000	2,901,000		2,880,000			21,000
		公有林整備事業	6,050,000	6,050,000		4,278,000		461,000	1,311,000
7 商工費	1 商工費	骨寺村荘園交流施設管理事業	1,187,000	1,187,000					1,187,000
		市内企業生産拠点整備事業費補助金	45,000,000	45,000,000					45,000,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持車両管理事業	7,400,000	5,885,000					5,885,000
		道路新設改良事業（一関地域）	16,764,000	16,764,000			16,700,000		64,000
		道路新設改良事業（千厩地域）	9,000,000	9,000,000			9,000,000		
		橋梁維持補修事業	25,600,000	23,400,000					23,400,000
		橋梁長寿命化事業	107,400,000	105,932,000	74,000	46,339,000	59,500,000		19,000
	丸木舞川線道路改良事業	138,900,000	86,361,000	14,000	14,489,000	71,800,000		58,000	
	3 河川費	河川維持補修事業	1,000,000	915,000					915,000
	4 都市計画費	都市計画道路調査事業	9,702,000	7,137,000					7,137,000
9 消防費	1 消防費	非常備消防車両整備事業	23,650,000	23,650,000			21,500,000		2,150,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
11 災害復旧費	1 農林施設災害復旧費	令和5年農林施設災害復旧事業	51,152,000	33,482,000	64,000	12,124,000	7,750,000		13,544,000
		令和5年農地災害復旧事業	24,201,000	21,009,000	10,000	8,554,000	4,050,000	1,238,000	7,157,000
	2 公共土木施設災害復旧費	令和5年公共土木施設災害復旧事業	460,841,000	267,992,000		139,053,000	81,600,000		47,339,000
合 計			3,385,043,000	2,666,798,000	181,000	1,807,186,000	614,500,000	51,699,000	193,232,000

報告第7号

令和5年度一関市工業団地整備事業特別会計予算繰越明許費の繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づき、令和5年度一関市工業団地整備事業特別会計予算のうち、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月18日提出

一関市長 佐藤 善仁

令和5年度一関市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
2 送水施設費	1 送水施設費	送水施設管理事業	4,904,000	4,904,000	4,904,000				
合 計			4,904,000	4,904,000	4,904,000				

報告第8号

令和5年度一関市一般会計予算の事故繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定に基づき、令和5年度一関市一般会計予算のうち、別紙事故繰越し繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月18日提出

一関市長 佐藤善仁

令和5年度一関市事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源		
									国県支出金	地方債	その他			
6	農林水産業費	1 農業費	食肉等流通構造高度 化・輸出拡大事業費補 助金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	工事の過程において、排水処理設備の資材調達に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
	合	計		1,500,000,000	1,350,000,000	150,000,000	150,000,000	150,000,000						

報告第9号

令和5年度一関市水道事業会計予算継続費の逡次繰越しの報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和5年度一関市水道事業会計予算のうち、別紙継続費繰越計算書のとおり逡次繰越ししたから、同項の規定により報告する。

令和6年6月18日提出

一関市長 佐藤 善仁

令和5年度一関市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度 繰越額	計				企業債	当年度 損益勘定 留保資金	
1 資本的支出	1 建設改良費	新本町配水池整備事業	円 415,000,000	円 9,000,000	円 250,000,000	円 259,000,000	円 94,776,200	円 164,223,800	円 164,223,800	円 164,223,800	円	
		新脇田郷取水場整備事業	円 1,346,400,000	円 680,000,000	円	円 680,000,000	円 502,106,000	円 177,894,000	円 177,894,000	円 177,894,000	円	
合計			円 1,761,400,000	円 689,000,000	円 250,000,000	円 939,000,000	円 596,882,200	円 342,117,800	円 342,117,800	円 342,117,800	円	

報告第10号

令和5年度一関市水道事業会計予算の繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書きの規定に基づき、令和5年度一関市水道事業会計予算のうち、別紙繰越計算書のとおり繰り越したから、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月18日提出

一関市長 佐藤 善仁

令和5年度一関市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	工事負担金	補助金	当年度損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1	建設改良費	脇田郷浄水場アルカリ度計更新工事	円	円	円	円	円	円	円	半導体の供給不足の影響から部品調達に期間を要し、年度内完了が困難となったため。
			5,665,000		5,665,000				5,665,000			
1	資本的支出	1	建設改良費	田東ポンプ場他制御盤更新工事	27,666,100	11,000,000	16,666,100					半導体の供給不足の影響から部品調達に期間を要し、年度内完了が困難となったため。
			27,666,100	11,000,000	16,666,100				16,666,100			
1	資本的支出	1	建設改良費	里前浄水場非常用発電設備更新工事	19,915,500	7,000,000	12,915,500					浄水場外壁材質の調査及び撤去方法の検討に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったため。
			19,915,500	7,000,000	12,915,500				12,915,500			
1	資本的支出	1	建設改良費	里前浄水場次亜注入設備更新工事	11,828,300		11,828,300					半導体の供給不足の影響から部品調達に期間を要し、年度内完了が困難となったため。
			11,828,300		11,828,300				11,828,300			
合計			65,074,900	18,000,000	47,074,900				47,074,900			

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	工事負担金	補助金	当年度損益勘定留保資金			
1	収益的支出	3	特別損失	蘭梅山配水池解体工事	円	円	円	円	円	円	円	配水池外壁材質の調査及び撤去方法の検討に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったため。
			53,342,300	27,476,000	25,866,300				25,866,300			
合計			53,342,300	27,476,000	25,866,300				25,866,300			

報告第11号

令和5年度一関市下水道事業会計予算の繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、令和5年度一関市下水道事業会計予算のうち、別紙繰越計算書のとおり繰り越したから、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月18日提出

一関市長 佐藤 善仁

令和5年度一関市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	工事負担金	補助金	当年度損益勘定留保資金				
			円	円	円	円	円	円	円	円	円		
1	資本的支出	1	建設改良費	磐井川流域関連一関公共下水道松木地区他枝線工事	51,905,000	14,820,000	37,085,000	20,200,000	1,855,000	14,942,000	88,000		施工に伴う近隣住民用の臨時駐車場の確保に不測の期間を要し、年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	一関市公共下水道（東山処理区）西本町他マンホールポンプ更新工事	5,896,000		5,896,000	2,940,000		2,940,000	16,000		半導体の供給不足の影響から部品調達に期間を要し、年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	一関市公共下水道（東山処理区）浄化センター遠方監視装置更新工事	7,040,000		7,040,000	3,160,000		3,870,000	10,000		半導体の供給不足の影響から部品調達に期間を要し、年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	一関市特定環境保全公共下水道（大原処理区）中島橋右岸他マンホールポンプ更新工事	3,355,000		3,355,000	1,600,000		1,670,000	85,000		半導体の供給不足の影響から部品調達に期間を要し、年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	農業集落排水施設西黒沢地区処理場非常用電源装置（UPS）更新工事	561,000		561,000				561,000		半導体の供給不足の影響から部品調達に期間を要し、年度内完了が困難となったため。
合計				68,757,000	14,820,000	53,937,000	27,900,000	1,855,000	23,422,000	760,000			

報告第12号

(仮称) 国道343号渋民バイパス道の駅建設（電気設備）工事の請負契約の変更に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年6月18日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

(仮称) 国道 343 号渋民バイパス道の駅建設 (電気設備) 工事の請負契約の変更について、市長専決条例 (平成 17 年一関市条例第 217 号) 第 2 条第 1 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 28 日

一関市長 佐藤 善 仁

- 1 工 事 名 (仮称) 国道 343 号渋民バイパス道の駅建設 (電気設備) 工事
- 2 工 事 場 所 一関市大東町渋民字西風地内
- 3 工 事 内 容 電気工事
(仮称) 国道 343 号渋民バイパス道の駅建設に伴う附帯電気設備工事 一式
- 4 契約の相手方 一関市山目字館 67 番地 60
株式会社電友社一関営業所
所長 菊 地 正 幸

5 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	161,700,000 円	162,781,300 円

報告第12号 参考資料

(仮称) 国道343号渋民バイパス道の駅建設（電気設備）工事の請負契約の変更の概要

工期延長に伴う共通費の増により、契約金額を変更するものである。

項目	変更前	変更後	増減額（税込）	変更理由
共通費	共通費算定工期 317日間	共通費算定工期 337日間	増 1,081,300円	工期延長が生じたため。
計			増 1,081,300円	

報告第13号

(仮称) 国道343号渋民バイパス道の駅建設(機械設備)工事の請負契約の変更に関する専決処分の報告について

市長専決条例(平成17年一関市条例第217号)第2条第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年6月18日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

(仮称) 国道 343 号渋民バイパス道の駅建設 (機械設備) 工事の請負契約の変更について、市長専決条例 (平成 17 年一関市条例第 217 号) 第 2 条第 1 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 28 日

一関市長 佐藤 善 仁

- 1 工 事 名 (仮称) 国道 343 号渋民バイパス道の駅建設 (機械設備) 工事
- 2 工 事 場 所 一関市大東町渋民字西風地内
- 3 工 事 内 容 管工事
(仮称) 国道 343 号渋民バイパス道の駅建設に伴う附帯機械設備工事 一式
- 4 契約の相手方 一関市三関字神田 171 番地 1
株式会社永沢水道工業
代表取締役 永 澤 光 宏

5 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	165,479,600 円	175,398,300 円

報告第13号 参考資料No. 1

(仮称) 国道343号渋民バイパス道の駅建設（機械設備）工事の請負契約の変更の概要

浄化槽設備に係る地盤改良工事の追加、空調設備、換気設備の内容及び数量の変更等により、工事内容を変更し、契約金額を変更するものである。

項目	変更前	変更後	増減額（税込）	変更理由
浄化槽設備	計上なし	浄化槽地盤改良工事を追加。	増 3,173,500円	地盤改良工事が必要となったため。
空調設備	外気処理空調機 冷房能力50kW×1台 エアコン室内機×22台	外気処理空調機 冷房能力60kW×1台 エアコン室内機×20台	増 2,855,600円	厨房設備の決定により、設備の再精査を行ったため。
換気設備	熱交換型換気扇×11台 排風機×16台	熱交換型換気扇×6台 排風機×18台	増 2,618,000円	厨房設備の決定により、設備の再精査を行ったため。
衛生設備	計上なし	①厨房トイレに自動水栓手洗器と棚を追加。 ②一関市地域資源活用総合交流促進施設屋外に足洗場を追加。	増 563,200円	①保健所からの助言による。 ②大東産地直売協同組合からの要望による。
共通費	共通費算定工期 317日間	共通費算定工期 337日間	増 708,400円	工期延長が生じたため。
計			増 9,918,700円	

(仮称) 国道343号渋民バイパス道の駅整備事業全体計画

(単位：千円)

項目	事業内容	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	合計
1 測量・設計		9,068		21,448			30,516
	敷地測量	6,802					6,802
	整地基本設計	2,266					2,266
	分筆測量等			1,162			1,162
	造成設計			20,286			20,286
2 用地取得等	取得用地 6,109.28㎡			8,379			8,379
3 基本設計				3,737			3,737
4 実施設計				3,162	7,379		10,541
5 敷地造成	敷地造成 9,900㎡			38,000	55,858		93,858
6 施設建設工事					144,562	810,005	954,567
	建築工事 電気設備工事 機械設備工事 店舗什器等設備工事 太陽光発電設備工事				144,562	810,005	954,567
	■農畜産物販売場等施設 木造平家建 延べ面積860.81㎡ ■道路休憩施設(県施設) 木造平家建 延べ面積238.49㎡						
7 外構工事					21,865	80,985	102,850
8 上水道敷設工事					6,094		6,094
9 備品購入	青果台、机、椅子等					28,850	28,850
10 市産材等製材					36,835		36,835
11 その他	各種手数料、工事監理業務委託料				194	8,583	8,777
合計		9,068	0	74,726	272,787	928,423	1,285,004

※R2～R4は決算額、R5は決算見込み額、R6は予算額

報告第14号

自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 4 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 6 月 18 日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月28日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 275,510円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として275,510円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市
個人

4 事故の概要

令和6年4月8日午前11時10分頃、一関市関が丘地内において、総務部収納課の会計年度任用職員が訪問者宅の駐車場から公用車を後進させて市道関が丘中央線に進入したところ、後方不注意により、交差点で信号待ちのため停止していた相手方車両の右側前方に接触し、相手方に車両破損の損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年6月3日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 118,309円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として118,309円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市大東町
個人

4 事故の概要

令和6年3月11日正午頃、大東町摺沢字石倉地内において、市営バスの運行管理業務等を受託している事業者の運転手が、市営バスで主要地方道一関大東線を回送運行中、進行方向右側にあるコンビニエンスストアの駐車場から当該道路に進入するため右折してきた相手方車両と衝突し、フロント左側部分を破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 20パーセント

報告第15号

道路の管理に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年6月18日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月14日

一関市長 佐藤 善 仁

1 損害賠償の額 51,700円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として51,700円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市竹山町7番1号
いわて平泉農業協同組合
代表理事組合長 佐藤 鉦 一 氏

4 事故の概要

令和6年2月26日午前10時30分頃、大東町摺沢字観音堂地内において、相手方車両が市道中の橋線を走行中、対向車両とすれ違う場合に備えて車両を左側に寄せるため、側溝部分を通じた際、コンクリート製の側溝蓋が跳ね上がり、車両下部等を破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月21日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 38,500円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として38,500円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市千厩町
個人

4 事故の概要

令和6年2月27日午後6時頃、千厩町千厩字上駒場地内において、相手方車両が市道上駒場2号線を走行中、横断側溝部分を通過した際、鋼製の側溝蓋が跳ね上がり、車両のフロントバンパー下部を破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

報告第16号

財産の管理に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年6月18日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月25日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 57,266円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として57,266円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市
個人

4 事故の概要

令和6年3月1日午後4時頃、市営西口北駐車場において、相手方が運転する車両が入場しようとしたところ、車両を通過させるために上昇したゲートバーがセンサーの誤作動により降下し、ゲートを通過中の相手方車両の右フロントピラーを破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

報告第17号

和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年6月18日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月27日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 112,061円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として112,061円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市城内1番36号
社会福祉法人一関市社会福祉協議会
会長 畠山 博氏

4 事案の概要

当市では、障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターを運営する事業について、当該事業が消費税非課税事業であるとの認識の下、相手方に事業を委託していた。

令和5年10月4日付け、こども家庭庁及び厚生労働省発出の事務連絡「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に基づき市町村が行う障害者相談支援事業及び同法第77条の2に基づく基幹相談支援センターを運営する事業については、社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業には該当せず、消費税の課税対象であることが明確に示され、当市において、これま

で当該事業を消費税非課税事業と認識してきたことは誤認であったことが判明した。

このことから、当市では、当該事業を委託していた相手方に対し、令和6年2月22日に、当該事業に係る過去5年分の消費税相当額を支払った。

これを受けて相手方において行った消費税の修正申告の結果、延滞税を負担させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月27日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 29,127円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として29,127円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市真柴字柵木立46番地18
社会福祉法人仁愛会
理事長 長澤 敏明氏

4 事案の概要

当市では、障害者相談支援事業について、当該事業が消費税非課税事業であるとの認識の下、相手方に事業を委託していた。

令和5年10月4日付け、こども家庭庁及び厚生労働省発出の事務連絡「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に基づき市町村が行う障害者相談支援事業については、社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業には該当せず、消費税の課税対象であることが明確に示され、当市において、これまで当該事業を消費税非課税事業と認識してきたことは誤認であった

ことが判明した。

このことから、当市では、当該事業を委託していた相手方に対し、令和6年2月22日に、当該事業に係る過去5年分の消費税相当額を支払った。

これを受けて相手方において行った消費税の修正申告の結果、延滞税を負担させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月27日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 40,768円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として40,768円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市幸町8番6号
社会福祉法人平成会
理事長 塚本 圭氏

4 事案の概要

当市では、障害者相談支援事業について、当該事業が消費税非課税事業であるとの認識の下、相手方に事業を委託していた。

令和5年10月4日付け、こども家庭庁及び厚生労働省発出の事務連絡「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に基づき市町村が行う障害者相談支援事業については、社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業には該当せず、消費税の課税対象であることが明確に示され、当市において、これまで当該事業を消費税非課税事業と認識してきたことは誤認であった

ことが判明した。

このことから、当市では、当該事業を委託していた相手方に対し、令和6年2月22日に、当該事業に係る過去5年分の消費税相当額を支払った。

これを受けて相手方において行った消費税の修正申告の結果、延滞税を負担させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月27日

一関市長 佐藤 善 仁

1 損害賠償の額 25,191円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として25,191円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市花泉町花泉字阿惣沢沖131番地
社会福祉法人花泉さくら会
理事長 菅原 茂 氏

4 事案の概要

当市では、障害者相談支援事業について、当該事業が消費税非課税事業であるとの認識の下、相手方に事業を委託していた。

令和5年10月4日付け、こども家庭庁及び厚生労働省発出の事務連絡「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に基づき市町村が行う障害者相談支援事業については、社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業には該当せず、消費税の課税対象であることが明確に示され、当市において、これまで当該事業を消費税非課税事業と認識してきたことは誤認であった

ことが判明した。

このことから、当市では、当該事業を委託していた相手方に対し、令和6年2月22日に、当該事業に係る過去5年分の消費税相当額を支払った。

これを受けて相手方において行った消費税の修正申告の結果、延滞税を負担させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月27日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 37,100円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として37,100円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市大東町曾慶字御能場39番地1
社会福祉法人室蓬会
理事長 菊池 覚氏

4 事案の概要

当市では、障害者相談支援事業について、当該事業が消費税非課税事業であるとの認識の下、相手方に事業を委託していた。

令和5年10月4日付け、こども家庭庁及び厚生労働省発出の事務連絡「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に基づき市町村が行う障害者相談支援事業については、社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業には該当せず、消費税の課税対象であることが明確に示され、当市において、これまで当該事業を消費税非課税事業と認識してきたことは誤認であった

ことが判明した。

このことから、当市では、当該事業を委託していた相手方に対し、令和6年2月22日に、当該事業に係る過去5年分の消費税相当額を支払った。

これを受けて相手方において行った消費税の修正申告の結果、延滞税を負担させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月27日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 104,035円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として104,035円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 西磐井郡平泉町平泉字片岡69番地1
社会福祉法人幸得会
理事長 鈴木 和博 氏

4 事案の概要

当市では、障害者相談支援事業について、当該事業が消費税非課税事業であるとの認識の下、相手方に事業を委託していた。

令和5年10月4日付け、こども家庭庁及び厚生労働省発出の事務連絡「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に基づき市町村が行う障害者相談支援事業については、社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業には該当せず、消費税の課税対象であることが明確に示され、当市において、これまで当該事業を消費税非課税事業と認識してきたことは誤認であった

ことが判明した。

このことから、当市では、当該事業を委託していた相手方に対し、令和6年2月22日に、当該事業に係る過去5年分の消費税相当額を支払った。

これを受けて相手方において行った消費税の確定申告の結果、延滞税及び無申告加算税を負担させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

報告第18号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年6月18日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月5日

一関市長 佐藤善仁

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
（一関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第19条 [略]</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>(期末手当) 第19条 [略]</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>

第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) [略]

4～6 [略]

第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) [略]

4～6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（一関市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正）

第2条 一関市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（平成17年一関市条例第202号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(一関市個人情報保護・情報公開審査会条例の一部改正)

第3条 一関市個人情報保護・情報公開審査会条例（平成18年一関市条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p>第15条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第15条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(一関市行政不服審査会条例の一部改正)

第4条 一関市行政不服審査会条例（平成28年一関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p>第7条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第7条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年一関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 [略]</p>	<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 [略]</p>

第17条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者であつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) [略]

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第18条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕さ

第17条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者であつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) [略]

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第18条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕さ

<p>れているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>れているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>4～6 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(一関市個人情報の保護等に関する条例の一部改正)

第6条 一関市個人情報の保護等に関する条例（令和5年一関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (一関市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧記録個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧記録個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その職務上知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧記録個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5・6 [略]</p>	<p>附 則 (一関市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧記録個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧記録個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その職務上知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧記録個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5・6 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
(人の資格等に関する経過措置)
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
(一関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正及び一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている犯罪についてされた起訴は、第1条の規定による改正後の一関市一般職の職員の給与に関する条例第19条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）又は第5条の規定による改正後の一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

報告第19号

一関市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第8号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年6月18日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

一関市長 佐藤善仁

一関市市税条例の一部を改正する条例

一関市市税条例（平成17年一関市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第66条の2 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第66条の2 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成22年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7</u></p>

3～6 [略]

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、

第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4～7 [略]

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、

次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

13 [略]

次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

14 [略]

附 則

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同項に規定する災害関連支

出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第35条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第35条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第37条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限

り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第35条の3、第35条の6から第35条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の7第2項、第48条の5第1項及び前条の規定の適用については、第35条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第48条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税

通知書に記載すべき各納期の納付額については、第42条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第41条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、

当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてははないものとし、第41条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第41条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてははないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてははないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第48条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合について

は、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第48条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第48条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2

期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第48条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する

税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第48条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第48条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該

年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においては、その者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第48条の5第2項の規定により読み替えられた第48条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第48条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2～6 [略]

7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。

8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。

9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。

10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

13 [略]

14 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

15 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16・17 [略]

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2～6 [略]

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は14分の11とする。

8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。

9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。

10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。

11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

14 [略]

15 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16・17 [略]

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 [略]

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の

第11条 [略]

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の

5 (商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5) を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 _____ の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 _____ の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

5 _____ を乗じて得た額を加算した額 _____ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるとき

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるとき

は、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[略]

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の

は、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____（_____）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[略]

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の

適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 [略]

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 [略]

2 [略]

適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 [略]

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

<p>(1)~(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>(1)~(4) [略]</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) [略]</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>6 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第 19 号 参考資料

一関市市税条例の改正概要

要旨	<p>【個人市民税】 令和 6 年度分の個人市民税の特別税額控除（定額減税）など</p> <p>【固定資産税】 土地に係る特例措置の適用期限の 3 年間延長など</p>		
一関市市税条例の一部改正			
税目	条項（改正後）	改正理由・内容	施行期日
固定資産税	第66条の 2（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	新築された認定長期優良住宅のうち区分所有に係る家屋の固定資産税の特例について、減額申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を追加したほか、引用条項等の整理をするもの	令和 6 年 4 月 1 日
市民税	附則第 5 条の 2（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）	令和 6 年能登半島地震災害により住宅家財等について損失が生じたときは、令和 6 年度分の個人市民税（令和 5 年分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる措置を講ずる規定を新設するもの	
	附則第 6 条（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）	地方税法の改正に伴い、引用条項を整理するもの	
	附則第 7 条の 5（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）	令和 6 年度分の個人市民税の特別税額控除に係る規定を整備するもの	
	附則第 7 条の 6（令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）	令和 6 年度分の個人市民税の特別税額控除に係る規定を整備するもの	
	附則第 7 条の 7（令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）	令和 6 年度分の個人市民税の特別税額控除に係る規定を整備するもの	
	附則第 7 条の 8（令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除）	令和 7 年度分の個人市民税の特別税額控除に係る規定を整備するもの	

	附則第8条（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）	個人市民税の特別税額控除に係る規定の整備に伴い、特別税額控除額の算定に用いる「所得割の額」について、当該規定の適用後のものとなるよう読替規定を追加するもの						
固定資産税	附則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	<p>固定資産税の課税標準の特例の割合を市町村が条例で決定できる地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）を適用する固定資産に、出力が1万kW以上の特定バイオマス発電設備を追加し、その課税標準の特例割合を定めるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>条 項</th> <th>課税標準の特例の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出力が1万kW以上の特定バイオマス発電設備（木竹由来、又は農産物の収穫に伴い生じたバイオマスを電気に変換するもの）</td> <td>法附則第15条第25項第2号</td> <td>14分の11</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、政府の補助を受けた特定事業所内保育施設の課税標準の特例を廃止するほか、地方税法の改正に伴い引用条項を整理するもの</p>	区 分	条 項	課税標準の特例の割合	出力が1万kW以上の特定バイオマス発電設備（木竹由来、又は農産物の収穫に伴い生じたバイオマスを電気に変換するもの）	法附則第15条第25項第2号	14分の11
	区 分	条 項	課税標準の特例の割合					
	出力が1万kW以上の特定バイオマス発電設備（木竹由来、又は農産物の収穫に伴い生じたバイオマスを電気に変換するもの）	法附則第15条第25項第2号	14分の11					
	附則第11条（土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）	令和6年度が3年に1度の固定資産の評価替えの年度に当たるため、見出し中の令和3年度から令和5年度までを令和6年度から令和8年度までに改めるもの						
	附則第11条の2（令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例）	地価が下落した場合、類似の土地に比準して評価額を修正することのできる措置を令和7年度及び令和8年度において継続するもの						
	附則第12条（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）	令和3年度から令和5年度までの宅地等の負担を調整する特例について、令和6年度から令和8年度まで継続するもの						
附則第13条（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）	令和3年度から令和5年度までの農地の負担を調整する特例について、令和6年度から令和8年度まで継続するもの							

特別土地保有税	附則第15条（特別土地保有税の課税の特例）	令和3年度から令和5年度までの特別土地保有税の課税の特例について、令和6年度から令和8年度までの間、措置を継続するもの	
市民税	附則第16条の3（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）	個人市民税の特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人市民税の所得割の額を含める読替規定を追加するもの	
	附則第16条の4（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）	個人市民税の特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、土地等の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分の個人市民税の所得割の額を含める読替規定を追加するもの	
	附則第17条（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）	個人市民税の特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、長期譲渡所得の分離課税分の個人市民税の所得割の額を含める読替規定を追加するもの	
	附則第18条（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）	個人市民税の特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、短期譲渡所得の分離課税分の個人市民税の所得割の額を含める読替規定を追加するもの	
	附則第19条（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）	個人市民税の特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分の個人市民税の所得割の額を含める読替規定を追加するもの	
	附則第20条（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）	個人市民税の特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、先物取引に係る雑所得等の分離課税分の個人市民税の所得割の額を含める読替規定を追加するもの	
	附則第20条の2（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）	個人市民税の特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人市民税の所得割の額を含める読替規定を追加するもの	
	附則第20条の3（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）	個人市民税の特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、条約適用利子等及び配当等に係る個人市民税の所得割の額を含める読替規定を追加するもの	

議案第35号

一 関市市税条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月18日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市市税条例の一部を改正する条例

一関市市税条例（平成17年一関市条例第46号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（主たる事務所又は事業所を市内に有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 所得税法第78条第3項 _____ に規定する特定公益信託の信託財</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金 _____</p> <p>_____ を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する _____ 公益信託の信託財</p>

<p>産とするために支出した<u>金銭</u> <u> </u>（市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。）</p> <p>(10) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>産とするために支出した当該公益信託に係る<u>信託事務に関連する寄附金</u>（市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。）</p> <p>(10) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>2 （固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益</p>	<p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益</p>

<p>社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>
<p>3 (市民税の減免)</p> <p>第52条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第69条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第52条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 前項の規定により <u>市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 第1項の規定により <u>市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には _____、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u></p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第69条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市</p>

長において必要があると認めるものについては、その所有者に対し課する固定資産税を減免する。

(1)～(6) [略]

- 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
-
-

(1)～(5) [略]

- 3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第124条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1)～(3) [略]

- 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
-
-

(1)～(3) [略]

- 3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その

長において必要があると認めるものについては、その所有者に対し課する固定資産税を減免する。

(1)～(6) [略]

- 2 前項の規定により 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) [略]

- 3 第1項の規定により 固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第124条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1)～(3) [略]

- 2 前項の規定により 特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) [略]

- 3 第1項の規定により 特別土地保有税の減免を受けた者は、その

事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 表1の項の改正部分の規定 令和7年1月1日
- (2) 表2の項の改正部分の規定 令和7年4月1日
- (3) 表3の項の改正部分の規定 公布の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第1号に掲げる規定による改正後の一関市市税条例第35条の7第1項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

一関市市税条例の改正概要

要 旨	【個人市民税】 個人市民税の寄附金税額控除の規定の整備など			
	【固定資産税】 職権による固定資産税の減免の規定の整備など			
【特別土地保有税】 職権による特別土地保有税の減免の規定の整備				
一関市市税条例の一部改正				
項	税 目	条項 (改正前)	改正理由・内容	施行期日
1	市民税	第 35 条の 7 (寄附金税額控除)	地方税法の改正により、公益信託の信託財産とするために支出した一定の寄附金について、寄附金税額控除の対象とする改正が行われたことから、所得税法第 78 条第 2 項に規定する寄附金 (財産を有する個人 (委託者) が公益目的のため、その財産を公益信託などの受託者に管理・処分させた寄附金) についても、個人市民税の寄附金税額控除の対象とするもの	令和 7 年 1 月 1 日
2	固定資産税	第 56 条 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	私立学校法 (昭和 24 年法律第 270 号) の改正により、引用条項を整備するもの	令和 7 年 4 月 1 日
3	市民税	第 52 条 (市民税の減免)	職権による市民税の減免を可能とする規定を追加したほか、文言の整理をするもの	公布の日
	固定資産税	第 69 条 (固定資産税の減免)	職権による固定資産税の減免を可能とする規定を追加したほか、文言の整理をするもの	

特別土地保有税	第124条の2（特別土地保有税の減免）	職権による特別土地保有税の減免を可能とする規定を追加したほか、文言の整理をするもの	
---------	---------------------	---	--

議案第36号

一 関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月18日

一関市長 佐藤善仁

一関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

一関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成29年一関市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、法第2条第1項に規定する過疎地域である市の区域(令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては、同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。)のうち法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であつて市が定めるもの(以下「持続的発展計画」という。)に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、</p>	<p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、法第2条第1項に規定する過疎地域である市の区域(令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であつて法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては、同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。)のうち法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であつて市が定めるもの(以下「持続的発展計画」という。)に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、</p>

農林水産物等販売業（法第23条に規定するものをいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）を行う者が、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、当該事業の用に供する設備で租税特別措置法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をした場合は、特別償却設備を設置した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除する。

(1)・(2) [略]

農林水産物等販売業（法第23条に規定するものをいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）を行う者が、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和9年3月31日までの間に、当該事業の用に供する設備で租税特別措置法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をした場合は、特別償却設備を設置した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除する。

(1)・(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第37号

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月18日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一関市国民健康保険税条例（平成20年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税</p>

額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

2・3 [略]

別表第2（第6条、第7条、第7条の2関係）

後期高齢者支援金分の税率等

項目			税率等
第6条	所得割	税率	2.82%
[略]			

額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

2・3 [略]

別表第2（第6条、第7条、第7条の2関係）

後期高齢者支援金分の税率等

項目			税率等
第6条	所得割	税率	2.80%
[略]			

別表第4（第21条関係）

基礎課税額分の軽減額

項目		軽減額	
[略]			
5割 軽減	第21条第1項第2号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×290,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	9,900円
	第21条第1項第2号イ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×290,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	10,150円
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5,075円
		特定継続世帯	7,612円
2割 軽減	第21条第1項第3号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×535,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,960円
	第21条第1項第3号イ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×535,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	4,060円
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	2,030円
		特定継続世帯	3,045円

備考 [略]

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

項目		軽減額	
[略]			
5割 軽減	第21条第1項第2号	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×290,000円以下の世帯1人当	3,550円

別表第4（第21条関係）

基礎課税額分の軽減額

項目		軽減額	
[略]			
5割 軽減	第21条第1項第2号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×295,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	9,900円
	第21条第1項第2号イ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×295,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	10,150円
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5,075円
		特定継続世帯	7,612円
2割 軽減	第21条第1項第3号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×545,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,960円
	第21条第1項第3号イ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×545,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	4,060円
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	2,030円
		特定継続世帯	3,045円

備考 [略]

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

項目		軽減額	
[略]			
5割 軽減	第21条第1項第2号	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×295,000円以下の世帯1人当	3,550円

	号ウ	たりの均等割の軽減額		
	第21条第1項第2号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>290,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの均等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,700円
			特定世帯	1,850円
		特定継続世帯	2,775円	
2割軽減	第21条第1項第3号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>535,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		1,420円
	第21条第1項第3号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>535,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの均等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,480円
	特定世帯		740円	
		特定継続世帯	1,110円	

別表第6（第21条関係）

介護納付金分の軽減額

		項目	軽減額
[略]			
5割軽減	第21条第1項第2号オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>290,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,850円
	第21条第1項第2号カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>290,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの均等割の軽減額	2,900円

	号ウ	たりの均等割の軽減額		
	第21条第1項第2号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>295,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの均等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,700円
			特定世帯	1,850円
		特定継続世帯	2,775円	
2割軽減	第21条第1項第3号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>545,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		1,420円
	第21条第1項第3号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>545,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの均等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,480円
	特定世帯		740円	
		特定継続世帯	1,110円	

別表第6（第21条関係）

介護納付金分の軽減

		項目	軽減額
[略]			
5割軽減	第21条第1項第2号オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>295,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,850円
	第21条第1項第2号カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>295,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの均等割の軽減額	2,900円

2割 軽減	第21条第 1項第3 号オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険 者数× <u>535,000円</u> 以下の世帯1人当 たりの均等割の軽減額	1,540円	2割 軽減	第21条第 1項第3 号オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険 者数× <u>545,000円</u> 以下の世帯1人当 たりの均等割の軽減額	1,540円
	第21条第 1項第3 号カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険 者数× <u>535,000円</u> 以下の世帯1世帯 当たりの平等割の軽減額	1,160円		第21条第 1項第3 号カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険 者数× <u>545,000円</u> 以下の世帯1世帯 当たりの平等割の軽減額	1,160円
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の一関市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第38号

一関市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

一関市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月18日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市手数料条例の一部を改正する条例

一関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額
39の2	[略]			39の2	[略]		
				39の3	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく認定の申請に対する審査	既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円
				39の4	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく認定の申請に対する	既存の建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円

40 [略]	<u>る審査</u>
40 [略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の一関市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請から適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

議案第39号

一関市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

一関市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月18日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市下水道条例の一部を改正する条例

一関市下水道条例（平成17年一関市条例第188号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定工事店の申請)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、管理者が定めるところにより次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第9条第1項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる排水設備工事責任技術者（公益財団法人岩手県下水道公社の排水設備工事責任技術者名簿に登録されている者をいう。以下「責任技術者」という。）の氏名_____</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては<u>住民票</u></p>	<p>(指定工事店の申請)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、管理者が定めるところにより次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第9条第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>選任</u>することとなる排水設備工事責任技術者（公益財団法人岩手県下水道公社の排水設備工事責任技術者名簿に登録されている者をいう。以下「責任技術者」という。）の氏名<u>及び他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼任状況</u></p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては<u>住民票</u>、</p>

の写し

- (3) [略]
- (4) 専属することとなる責任技術者の岩手県下水道公社排水設備工事責任技術者規則第15条第1項の規定により交付された排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の写し
- (5) [略]
- (6) [略]

（指定の基準）

第8条 管理者は、前条の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第6条第1項に規定する指定をしなければならない。

- (1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属している者であること。
- (2)～(4) [略]

（責任技術者の職務等）

第9条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を専属させなければならない。

2～4 [略]

（水質適合のための除害施設の設置等）

第17条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準値に適合し

在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（令和3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）の写し

- (3) [略]
- (4) 選任することとなる責任技術者の岩手県下水道公社排水設備工事責任技術者規則第15条第1項の規定により交付された排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の写し
- (5) [略]
- (6) [略]

（指定の基準）

第8条 管理者は、前条の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第6条第1項に規定する指定をしなければならない。

- (1) 営業所ごとに、責任技術者を選任していること。
- (2)～(4) [略]

（責任技術者の職務等）

第9条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を選任しなければならない。ただし、他の営業所の責任技術者を兼任することを妨げない。

2～4 [略]

（水質適合のための除害施設の設置等）

第17条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準値に適合し

ない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下
- (2) シアン化合物 1リットルにつきシアン1ミリグラム以下
- (3) 有機りん化合物 1リットルにつき1ミリグラム以下
- (4) 鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下
- (5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下
- (6) ひ素及びその化合物 1リットルにつきひ素0.1ミリグラム以下
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下
- (8) アルキル水銀化合物 検出されないこと。
- (9) ポリ塩化ビフェニル 1リットルにつき0.003ミリグラム以下
- (10) トリクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
- (11) テトラクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
- (12) ジクロロメタン 1リットルにつき0.2ミリグラム以下
- (13) 四塩化炭素 1リットルにつき0.02ミリグラム以下
- (14) 1・2—ジクロロエタン 1リットルにつき0.04ミリグラム以下
- (15) 1・1—ジクロロエチレン 1リットルにつき1ミリグラム以下
- (16) シス—1・2ジクロロエチレン 1リットルにつき0.4ミリグラム以下
- (17) 1・1・1—トリクロロエタン 1リットルにつき3ミリグラム以下

ない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第9条の4第1項各号に掲げる物質 当該各号に定める数値

- (18) 1・1・2-トリクロロエタン 1リットルにつき0.06ミリグラム以下
- (19) 1・3-ジクロロプロペン 1リットルにつき0.02ミリグラム以下
- (20) テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム) 1リットルにつき0.06ミリグラム以下
- (21) 2-クロロ-4・6-ビスエチルアミノ-S-トリアジン (別名シマジン) 1リットルにつき0.03ミリグラム以下
- (22) S・4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ) 1リットルにつき0.2ミリグラム以下
- (23) ベンゼン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
- (24) セレン及びその化合物 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
- (25) ほう素及びその化合物 1リットルにつきほう素10ミリグラム以下
- (26) ふっ素及びその化合物 1リットルにつきふっ素8ミリグラム以下
- (27) 1・4-ジオキサン 1リットルにつき0.5ミリグラム以下
- (28) フェノール類 1リットルにつき5ミリグラム以下
- (29) 銅及びその化合物 1リットルにつき銅3ミリグラム以下
- (30) 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下
- (31) 鉄及びその化合物 (溶解性) 1リットルにつき鉄10ミリグラム以下
- (32) マンガン及びその化合物 (溶解性) 1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下
- (33) クロム及びその化合物 1リットルにつきクロム2ミリグラム以下
- (34) ダイオキシン類 1リットルにつき10ピコグラム以下
- (35) 温度 45度未満

(2) 温度 45度未満

(36) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(37) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(38) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(39) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(40) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(41) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(42) りん含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2～4 [略]

(暗渠(きょ)の使用に係る調査)

第31条 公共下水道の排水施設の暗渠(きょ)である構造の部分(以下単に「暗渠(きょ)」という。)に電線又は下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第17条の2第2号に規定する物件(以下「電線等」という。)を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、当該暗渠(きょ)についての使用の可能性を確認する調査(以下単に「調査」という。)を管理者に申請しなければならない。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(9) りん含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2～4 [略]

(暗渠(きょ)の使用に係る調査)

第31条 公共下水道の排水施設の暗渠(きょ)である構造の部分(以下単に「暗渠(きょ)」という。)に電線又は令_____第17条の2第2号に規定する物件(以下「電線等」という。)を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、当該暗渠(きょ)についての使用の可能性を確認する調査(以下単に「調査」という。)を管理者に申請しなければならない。

2 [略]